

もうひとつの子供の日 第19回『WILL』のお知らせ



私たち「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子供を殺された家族の会です。1997年に結成してから、一切の政治や宗教等にとらわれることなく遺族を中心に、少年法の問題など理不尽な体験を各方面に話すとともに、毎年シンポジウムを行い、皆様と課題や問題点を議論してきました。

これまでに犯罪被害者等基本法が施行され、被害者の支援体制が整えられつつあります。最近では地方自治体に被害者支援の窓口や条例が作られる動きも広がっています。

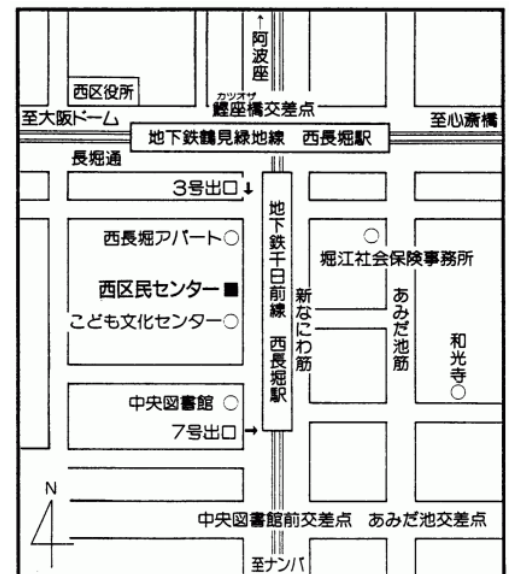
それでも、私たちの置かれている現状は、まだまだ苦しみや悩みが続いています。多くの加害者は少年院や刑務所から出所しても謝罪せず、損害賠償金も支払っていません。加害者が罪に向き合わないため殺された子供たちが存在していたことすら消えてしまう気持ちがあります。

これらを踏まえ、今回は、犯罪被害者基本法施行から10年以上が経過してもなお、国や社会の支援が十分でない実態を改めて考えたいと思います。法がない時代に比べると改善したとはいえ、国の予算措置も体制も加害者と比較し、はるか遠く及びません。子供たちをこれ以上被害者にも加害者にもしないためご協力よろしくお願い致します。

● 今年のテーマ／改めて被害者支援のあり方を考える ～当事者や援助団体の現場から～

出演者 堀河昌子氏 大阪被害者支援アドボカシーセンター元代表理事
大岡由佳氏 武庫川女子大学准教授（保健福祉学）
加害者の再犯防止支援の従事者
遺族

- ★と き 2017年10月8日 日曜日 午後1時から
- ★場 所 大阪市立西区民センター
大阪市西区北堀江 4丁目2番7号
TEL 06-6531-1400
- ★交 通 地下鉄 鶴見緑地線・千日前線
「西長堀」3号・7号出口 100m
- ★主 催 少年犯罪被害当事者の会
- ★後 援 大阪府・大阪市
- ★資料代 500円
- ★定 員 200名（先着順）
- ★問い合わせ 少年犯罪被害当事者の会事務局
代表 武 るり子
TEL 06-6478-1488



社会で騒がれた事件だけが重大事件として扱われ、私たちの様な少年事件のほとんどが命を命として扱ってもらえず、そのうえ、どこからもフォローされなかったのが現状でした。

「死んだ者はしかたがない」と簡単に扱われ、加害少年には人権があり、立ち直る可能性と将来があると強調されてきました。

さらに、殺された子供たちの権利や、それまで生きてきた事実までも、無視した扱いをうけてきました。子供たちは、決して死にたくなかったのです。

そんな子供たちを思い出してほしい、忘れないでほしいと思ってきました。

決して一家族だけで、悩まないで下さい。

☆ 『WILL』・・・意志・決意・願い・気持ち・遺言などの意味があります
大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業

